

議案第四十八号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正
について

次のとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成五年三月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三千万円」を「五千万円」に改める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。